

# そばに大丈夫？

「わたしは大丈夫、絶対にだまされません」

悪質商法に対して、このように思っている方は多いのではないのでしょうか。また、新聞やテレビなどの消費者被害報道を見て「これほど報道されているのに、どうしてだまされるのだろう」と感じた方もいらっしゃるのではないでしょうか。

自分が第三者の時には明らかに悪質商法だと気づくことが、当事者になるとわからない。だまされている事にすら気づかないまま高額な支払いを続けていることもあるのです。

悪質業者は、常に時代の最先端を研究し、消費者が最も関心を寄せている事や不安に感じているところに付け込んできます。その手口も年々多様化し、実に巧妙です。相手は皆さんをだますための研究を日々重ねているプロ。常口頃から対策を考えていないと簡単にだまされてしまいます。

「悪質業者には近づかない、関わらない」が被害に遭わないための近道です。では悪質商法にはどのようなものがあるのかを紹介しましょう。

## 点検商法（訪問販売）

点検をうたった家に入り込み、「地震がおきた時、家が危ない」「汚い水を飲んで」「布団にダニがいる」などと消費者の不安をあおって、商品やサービスを契約させます。

点検のタネはその時々々に消費者が不安を抱いているものすべてが対象になります。例としては布団や水道、屋根・床下の点検などが挙げられます。

訪問業者は家に入れない！

うまい話も、きっぱりNO!!

すが、注意が呼びかけられる頃には新たな点検商法が始まっていると思ってください。

この商法による被害者の特徴のひとつが「一人暮らしの高齢者」です。悪質業者は親切なふりをして、言葉巧みに近づき、必要のないリフォーム工事や高額な商品販売を行います。業者を信用しきってしまい、本人の被害者意識も低い場合が多く、その後も次々と契約が結ばれ、支払い

が大きな負担になってはじめて被害が表面化することから、深刻な状態となります。

## 催眠（SF）商法

商品プレゼント券などを配布したり、安売りを宣伝したりして仮設アプトや倉庫など閉め切った会場に人を集めます。

安価な商品を「早い者勝ちです」などと言って客をあおり、異様な雰囲気の中で興奮状態にしたところで、最後に高価な商品を売りつけます。

店舗は短期間（時間）で移動してしまうため返品は難しく、業者への連絡も取れなくなるが多いためです。

## 架空請求・不当請求

落ち着いて  
相手にしない  
返事をしない

### 架空請求・不当請求

「○○料金催告書」「○○料金未納分最終通告書」といった身に覚えの無い請求はがきやメールが突然送られてくる、これが架空請求です。悪質商法というよりは詐欺犯罪といえるもので「起訴」「強制執行」などの言葉が並び、あわてて電話をかけると個人情報聞き出され、脅迫的な取り立てに発展していくことがあります。

このようなはがきやメールが届いても、無視をして返事をしなければ大丈夫なのですが、裁判所から支払い督促が送られてきた場合には、すぐに市の相談担当窓口へご相談ください。

この架空請求と似た詐欺犯罪に、ワンクリック詐欺（不当請求）があります。携帯電話やパソコンで迷惑メールなどに添付されたホームページアドレス（URL）をクリックすると突然、「登録完了しました」と表示され、不当な

料金を請求されます。おかしな画面が表示されたら、あわてず、すぐに閉じてください。

この場合も架空請求と同じく、返事を送らなければ大丈夫です。迷惑メールが頻繁に届くときは、メールアドレスを変更するなどして防ぎましょう。

## その他の悪質商法

### マルチ商法

販売組織に加入し、購入した商品を知人などに売ることで、組織に勧誘し、それによってさらに加入者を増やすことによってマジーン（手数料）が入ると言う商法。勧誘時のもうけ話と違って思うようには売れず、多額の借金と在庫を抱えることになる。他人を勧誘することで、加害者になってしまう可能性もある。

### 資格商法

電話で「受講すれば資格が取れる」などと勧誘して、講座や教材の契約をさせる。以前の契約者に「資格が取得で

